平成２４年（フ）第８５５号
東京都立川市曙町１丁目５－３　ラビアン７号館103
債務者　西　　善人
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９号
北海道帯広市西21条南２丁目15番９号　カンパニー212―201号
債務者　西谷　隆之
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
熊本県阿蘇郡小国町大字上田3225番地の２
債務者　宇都宮雅彦
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第９号
愛知県豊川市蔵子６丁目８番地17
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１０３号
長野県小諸市大字八満1029番地６
債務者　吉田　　悟
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第８１号
大分県宇佐市院内町香下850番地の１
債務者　中尾　幸雄
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月９日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第２４５号
長崎県佐世保市今福町233番地１　ウイング御船Ⅱ1004号
債務者　川端　武清
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４号
岡山県津山市小原８番地１
債務者　桑井　晋一
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３４１６号
横浜市磯子区洋光台２丁目３番２―401号
債務者　福本　孝子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４１７号
横浜市磯子区洋光台２丁目３番２―401号
債務者　福本　有花
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７号
東京都武蔵村山市本町５丁目２番地の２コーポ野山102号
債務者　土田　裕子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４９号
東京都武蔵野市西久保２丁目18番11号ヴェルホワイト
債務者　板橋　弘之
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１０６号
東京都国立市富士見台３－８―15、住民票上の住所東京都立川市富士見町４丁目７番17号
債務者　堀　泰一郎
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５１９号
東京都武蔵村山市岸１丁目８番地の４レオパレスパテル202号
債務者　飯沼　恵子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４号
東京都東村山市富士見町５丁目４番地富士見町５丁目アパート２―407
債務者　河原美都子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部